

ルールの徹底のお願い

【1】 時間や公共場所でルールの厳守

《全店舗共通事項》

- ・ 閉店は20時45分です。
- ・ まつり提灯が消灯しますので、必ず販売を終了し、店舗照明を消灯してください。
- ・ 終了時間に買い物が並ぶとトラブルになります。トラブルになった場合は、その店舗責任者の責任で対応してもらうことになりますので、必ずアナウンス等を行い、トラブルのないよう心がけてください。
- ・ 21時30分までには、各店舗の片づけを完了させ、車両に積み込みできる状態にしてください。
- ・ 出店スペースでの、パラソル設置は問題ありませんが、テント設置は難しい場所が多数あります。必ず場所の事前確認を行って下さい。当日、実行委員会及び警察から指導があり、撤去しなければならなかったとしても、主催者は責任を負いません。
- ・ また、注意に従わない場合は、次回の出店はご遠慮いただきます。
- ・ 出店用駐車場は1店舗1台に限ります。
- ・ 車両を使った搬入、搬出は20分以内とし、それまでに車両を速やかに移動させてください。

《商店街自店舗前出店者・歩道一般出店者》

- ・ 出店スペースは歩道全体の1/3以下であり、且つ歩行者用通路を最低2m以上あけて店舗設置を行ってください。
- ・ 車両を使った搬入は11時から13時まで。1台のみで、それ以降は車両禁止です。
- ・ 車両を使った搬入・搬出で敷地外（車道、歩道等）を利用する場合、必ず安全対策を行って下さい。
- ・ 安全対策は、車両前後の交通誘導等のことを指し、事故や交通の妨げになる行為は止めてください。
- ・ 車道にあるパーキングメーターに関わらず20分以内に車両の移動を行ってください。
- ・ 車両を使った搬出は、21時30分から22時15分の間とし、その時間に終わらない場合は23時30分以降に再度搬出を行ってください。

《公園一般出店者、キッチンカー出店者》

- ・ 車両の搬入・搬出は憩の家横出入口（肉の牧瀬側）から行ってください。
- ・ 搬入・搬出が終わったら車両を速やかに所定駐車場に移動してください。
- ・ 一般出店者は、縦横2M以内、且つ大型遊具から最低2.5M以上歩行者用通路を確保してください。
- ・ 車両を使った搬出作業は22時以降に行ってください。
- ・ その際は、歩行者に十分に注意し、安全対策を行って車両移動を行ってください。
- ・ 安全対策は、車両前後の交通誘導等のことを指し、事故や交通の妨げになる行為は止めてください。
- ・ 出店スペースは必ず事前確認を行って下さい。当日、実行委員会及び警察から指導があり、撤去しなければならなかったとしても、主催者は責任を負いません。

【2】 ゴミの処理

- ・ 各区分に燃えるゴミ2枚（70ℓ）を配布しています。必ず指定ゴミ袋に入れ、所定の場所へ21時から23時の間に持ってきてください。燃えないゴミ等は受け付けませんので各自お持ち帰りください。
- ・ 指定以外のゴミ袋ではだせません。必ず持ち帰ってください。分別していない出店者は次回の出店はお断りいたします。必要な場合1枚1,000円で購入頂けます。（ごみ処分費含む）
- ・ 出店エリアのみに限らず周辺は必ず清掃をして下さい。

※上記の内容は各店舗の従業員に徹底させてください。